

講習制度に関する論点整理

[検討に際しての論点 (第1回小委員会で提示したもの)]

- 建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために、厳格な修了考査を実施するなど講習の水準を適切に確保するためには、どういった仕組みとすべきか。
 - ・ 講習時間
 - ・ 講習内容、講習教材
 - ・ 修了考査の内容、修了考査が不合格となった場合の措置
 - ・ その他講習の水準を確保するための方策
- 構造/設備設計一級建築士講習に関し、構造設計、設備設計の実務経験の基準はどうすべきか。また、管理建築士講習に関する実務経験の基準はどうすべきか。さらに、その確認方法はどうすべきか。

(注) 構造設計一級建築士等の同等認定のあり方については、講習・修了考査制度の議論がまとまった後に検討を行う予定。

1) 基本的枠組みについて

- 全ての講習は、講義と修了考査により行う。
 - ・ 建築士の定期講習
 - ・ 構造/設備設計一級建築士講習、構造/設備設計一級建築士定期講習
 - ・ 管理建築士講習

2) 講習水準の担保方策について

- 建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために厳格な修了考査を実施するなど、登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等において、詳細に規定を行う。

(参考1) 改正建築士法第10条の28

登録講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(参考2) 省令等に定める講習事務の実施基準の例

講義時間 (又は講習時間)、講義内容 (又は講習教材の内容)、修了考査の方式、実務経験審査の方法、修了考査に合格できなかった場合の措置

登録講習機関における講習方法等の比較(国土交通省所管のものに限る)

| 法律 | 住宅の品質確保の促進等に関する法律 | マンションの管理の適正化の推進に関する法律 | 宅地建物取引業法 | 建設業法 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 旅行業法 |
|----------------------------|--|--|---|--|---|--|
| 講習内容 | 登録住宅性能評価機関の性能評価員になるための講習 | マンション管理士の定期講習【5年毎】 | 宅建主任者試験一部免除のための講習 | 監理技術者講習 | 海技免許の学科試験を免除するための講習 | 旅程管理主任者になるための研修 |
| 登録法人 | (財)住宅リフォーム紛争・処理センター | (財)マンション管理センター | (株)日建学院、(株)総合資格等13機関 | (株)総合資格、(財)全国建設研修センター等8機関 | 東京海洋大学の学校法人 | (社)日本旅行業協会等24機関 |
| 年間開催回数 | 1回 (規則30①1回以上) ※札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡において約870名 | 2~3回 (規則42の4①1回以上) ※札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡ほかにおいて約3900名 | 随時 (規則10の5②1回以上) | 随時 (規定なし) | 随時 (規定なし) | 随時 (規則36②1回以上) |
| 講義日数・時間 (修了考査含む) | 4日間 (※規則30②でおおむね27時間、告示で科目別の講義時間を規定) | 1日間 (※規則42の4でおおむね6時間、告示で科目別の講義時間を規定) | 通常①2か月間の「通信講座」、②2日間の講義、③修了試験のパターン (※規則10の5③でおおむね50時間、ただし一部を通信で行う場合は告示(内容①②)) | 通常1日間 (※規則17の6③で科目別の講義時間(6時間以上)を規定) | 級・種別、登録機関により異なる (※規則3の6②、告示で科目別の講義時間を規定) | 通常3日間 (※規則36③、告示で科目別の講義時間(24時間以上)を規定) |
| 修了考査の有無 | あり | なし | あり | あり | あり | あり |
| 修了考査の試験方式(時間、方式、問題数、合格基準等) | ○×、記述 60分間 | — | 登録機関の業務規定により異なる | 登録機関の業務規定により異なる | 登録機関の業務規定により異なる | 登録機関の業務規定により異なる。 |

建築士の定期講習について

〔講習時間〕

- 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
- 従来行っていた建築士法第22条に基づく建築士に対する指定講習（H17年度末廃止）が5年毎に1日間の講習であったこと、今回の建築士の定期講習が3年毎の講習を予定していること、講義内容（後述）からみて、1日間の講習が妥当と考えるがどうか。

〔講義内容（又は講習教材の内容）〕

- ①法令に関する科目として、建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等、②設計及び工事監理に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- 講義の具体的な内容を登録講習機関の裁量に委ねた場合、一部の法令改正の内容が簡略化、省略されることも懸念されることから、講義内容（項目）を告示等で規定し、講習の水準を担保したいと考えるがどうか。

〔修了考査の方式〕

- 1時間程度、40～50問程度の○×方式の修了考査とする。
- 受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうかを的確に把握できるものとして、○×方式とすることでどうか。
- 講義内容に応じ、バランスよく出題することを担保する必要があると考えるがどうか。
- 講義の内容の理解度を把握することが目的であることから、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みも特に禁止する必要はないと考えるがどうか。
- 修了考査の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行う。
- 考査問題作成の透明性・公平性を確保する観点から、こうした機関の設置を義務付けてはどうか。
- 複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用・重複使用する

ことを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることとする。

- アメリカの Education Testing Service によるガイドラインでは、ランダム抽出の場合に必要な問題数は、(問題を非公表とすることを前提に) 高レベルの検定試験の場合は出題数の12倍、一般の免許、証明等の場合は出題数の6～8倍とされている。これを踏まえ、例えば、出題数の10倍程度の問題ストックとすることかどうか。

[修了考査に合格できなかった場合の措置]

- 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。
- 修了考査に合格しないということは、受講者が講義の内容を十分に理解していないということであり、再度講義を受ける必要があると考えるがどうか。

[その他]

- 建築士の種別に応じた講習が実施されるが、例えば、一級建築士定期講習を受講すれば二級建築士定期講習を受講したものとみなす等、弾力的な取扱いとする。
- 複数の建築士資格を保有する場合、時期的・地域的に希望の定期講習が実施されない場合等の対応として、弾力的な取扱いを行うことかどうか。

- 講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとする。
- これにより、講習水準の比較を容易にし、講習水準が適切に確保されることに資すると考えるがどうか。

構造／設備設計一級建築士講習等について

〔講習時間〕

- 3日～4日程度の講習とする。
- 多岐にわたる専門知識全てを短期間の講習で修得することは困難であり、これらは本来、実務経験により修得されているはずのもの。講習時間を長期化させ、受講生の負担を増大させるよりも、むしろ、実務経験審査をしっかりと行ったうえで（実務者として基礎的なことは理解しているとの前提で）必要最小限の講義を行い、修了考査により実務能力を確認することでどうか。
- また、講習終了後、3年毎に構造／設備設計一級建築士定期講習があることも考慮すれば、3～4日程度の講習で十分と考えるがどうか。

〔講義内容（又は講習教材の内容）〕

- ①構造／設備関係規定に関する科目として、建築基準法等、②構造／建築設備に関する科目として、設計実務・法適合性確認実務、建築物の事故事例及びこれを踏まえた職業倫理等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- なお、設計実務・法適合性確認実務については、
 - ・ 構造については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を行うこととし、
 - ・ 設備については、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関し全般的に講義を行うこととする。
- 講習時間の制約等から修了考査については一部で選択制を導入せざるを得ないとしても、講義については概ね全ての範囲に関し行う必要があると考えるがどうか。

〔修了考査の方式〕

- 修了考査は6時間程度とし、設計能力と法適合性確認の能力について、択一式、記述式、図面作成等により判定する。
- 受講者が、構造／設備設計一級建築士として必要な知識、技能を修得したかを判定できるものとして、択一方式、設計製図、記述方式としているがどうか。
- 修了考査の作成及び結果の判定は、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を

設置し、行う。

[実務経験審査の方法]

- 5年間の構造／設備設計等（補助業務含む）の実務経験に関し、その具体的内容（建築物の名称、構造、規模、担当業務、業務上の立場、設計図書のコピー（概要の分かる簡単な図書）等）を提出する。
- APECアーキテクト・エンジニア、建築設備士試験の実務経験審査を参考に、なるべく詳細に実務経験を提出してもらうことかどうか。
- また、余りに実務件数が少ない場合を排除する観点から、5年間以上の実務経験において「少なくとも構造／設備設計等を行った建築物〇件（うち、構造／設備設計一級建築士の関与が必要となる規模の建築物含む）」と規定することはどうか。

[修了考査に合格できなかった場合の措置]

- 修了考査に合格できなかった者は、再度、合格できなかった修了考査に係る講義・修了考査を受けることとする。
- 構造／設備設計一級建築士として不足する知識、技能についてのみ、再度、講義・修了考査を受けることかどうか。

[構造／設備設計一級建築士定期講習]

- 当初の講習内容を踏まえ、その後の法令改正等の内容、設計・法適合確認の知識・能力の確認等を行うこととし、1日間の講習とする。
- 受講者が、引き続き、構造／設備設計一級建築士として必要な知識、技能を維持しているかを判定できる程度のもので、1日間の講習とすることかどうか。

管理建築士講習について

〔講習時間〕

- 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
- 従来行っていた建築士法第22条に基づく管理建築士に対する指定講習（H17年度末廃止）が5年毎に1日間の講習であったこと、講義内容からみて、1日間の講習が妥当と考えるがどうか。

〔講義内容（又は講習教材の内容）〕

- ①関係法令に関する科目として、建築士法等のうち建築士事務所業務に関連する事項、②建築物の品質管理に関する科目として、業務の進め方や管理方法、経営管理、紛争防止等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。

〔修了考査の方式〕（論点は定期講習と同じ。）

- 1時間程度、40～50問程度の○×方式の修了考査とする。
- 修了考査の作成及び結果の判定は、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行う。
- 複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることとする。
- 定期講習と同様の考え方で修了考査を実施することでよいか。

〔実務経験審査の方法〕

- 3年間の実務経験内容は、建築士事務所における実務経験（建築士法に定める建築士事務所開設が必要となる業務。すなわち、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続きの代理の業務）とし、その具体的内容を提出する。
- 建築士事務所における実務経験が妥当と考えるがどうか。

〔修了考査に合格できなかった場合の措置〕

- 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。
- 修了考査に合格しないということは、受講者が講義の内容を十分に理解していないということであり、再度講義を受ける必要があると考えるがどうか。